

葛飾区

男女平等推進計画（第6次）

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

概要版

葛飾区

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第5次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を包含します。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

5 計画の背景

「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」策定（平成29年3月）後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

なお、令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認され、世界的流行は生活に大きな影響を与えました。令和2年4月に国が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発出して以降、感染症拡大防止に向けた様々な取組を進めています。

（1）区の動き

①葛飾区基本計画（令和3年度～令和12年度）及び葛飾区前期実施計画（令和3年度～令和6年度）における男女平等推進施策の位置付け

政策1「人権・多様性・平和 人権や多様性が尊重され、全ての人々が共生できる平和な社会を築きます」の中で、「人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります」として、多様性の尊重、男女平等の推進や配偶者暴力の防止等に取り組むとしています。葛飾区前期実施計画においては、「人権・多様性への理解促進事業」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」、「配偶者暴力防止事業」の3つを計画事業として位置付けています。

②区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出等を行っています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」（年1回）を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌「L o o P」（年1回）の発行のほか、区内事業所に向けた働きかけとして、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

③関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎ 「第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和3年度～令和5年度)
- ◎ 「第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(令和2年度～令和5年度)
- ◎ 「葛飾区障害者施策推進計画」(平成30年度～令和5年度)
- ◎ 「第6期葛飾区障害福祉計画」(令和3年度～令和5年度)
- ◎ 「第2期葛飾区障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)
- ◎ 「葛飾区教育振興基本計画」(令和元年度～令和5年度)
- ◎ 「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)
- ◎ 「葛飾区子ども・若者計画」(令和元年度～令和6年度)
- ◎ 「第2次かつしか健康実現プラン」(令和元年度～令和5年度)

(2) 国の動き

① 「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定

第5次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第5次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		③ 地域における男女共同参画の推進
		④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑦ 生涯を通じた健康支援
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑧ 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進
		⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
IV	推進体制の整備・強化	⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
		国内本部機構の機能の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行・改正

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました（平成30年5月23日施行）。しかし、政治分野への女性の参画は諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年6月16日に、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題などへの対応のほか、国及び地方公共団体の施策を強化するなど法改正されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

事業主である国や地方公共団体、民間企業等には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられていますが、対象企業の拡大（労働者301人以上から101人以上の企業に拡大）や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成29年10月に、子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合、申出により、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付金の給付期間も延長されました。

令和3年1月には、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

さらに、令和3年6月9日に、育児休業の申出や取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産に関する個別の制度説明や意向確認を事業主に義務付けるほか、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和や育児休業の取得の状況の公表を事業主（労働者1,000人超）に義務付けるなど法改正されました（令和4年4月1日施行、育児休業取得状況の公表は令和5年4月1日施行）。

⑤女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、様々な取組が進められています。

●「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正

平成28年12月の改正では、被害者が拒んでいるにもかかわらず、連続してブログやSNS等の個人ページにコメントを送るなどの行為が規制対象となりました。また、迅速に被害者を守るために緊急の場合は、加害者への事前の警告をせずに禁止命令等を出すことができるようになりました。

さらに、令和3年5月18日に、実際にいる場所の付近において見張る、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為等のほか、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制対象とする法改正を行いました（令和3年6月15日施行、位置情報の無承諾取得等については令和3年8月26日施行）。

●DV相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、生活不安・ストレスによるDVの増加・深刻化の懸念を踏まえて「DV相談+（プラス）」を開始し、相談体制を拡充しました（令和2年4月20日開始）。

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組が盛り込まれています（令和2年6月11日決定）。

⑥職場におけるハラスメント防止対策の強化

パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、事業主はパワー・ハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置（相談体制の整備等）を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」により、雇用管理上の措置を講ずることが既に義務付けられていましたが、法改正により、事業主に相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止する等、防止対策が強化されました。さらに、職場でLGBTを差別するような言動やSOGI（性的指向及び性自認）を暴露するようなアウティング行為が起こらないよう防止策を講じることが明記されました（令和2年6月1日施行）。

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和4年3月に改定する予定です。内容は以下のとおりです。

		取組の方向性
東京都男女平等参画推進総合計画	東京都女性活躍推進計画	①ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進
		②男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ
		③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援
	東京都配偶者暴力対策基本計画	①配偶者暴力対策
		②性暴力被害者に対する支援
		③ストーカー被害者に対する支援
		④セクシュアル・ハラスメントの防止
		⑤性・暴力表現等への対応

②「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定

青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています（平成29年3月31日公布、7月1日施行）。

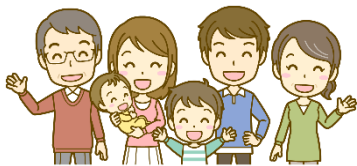
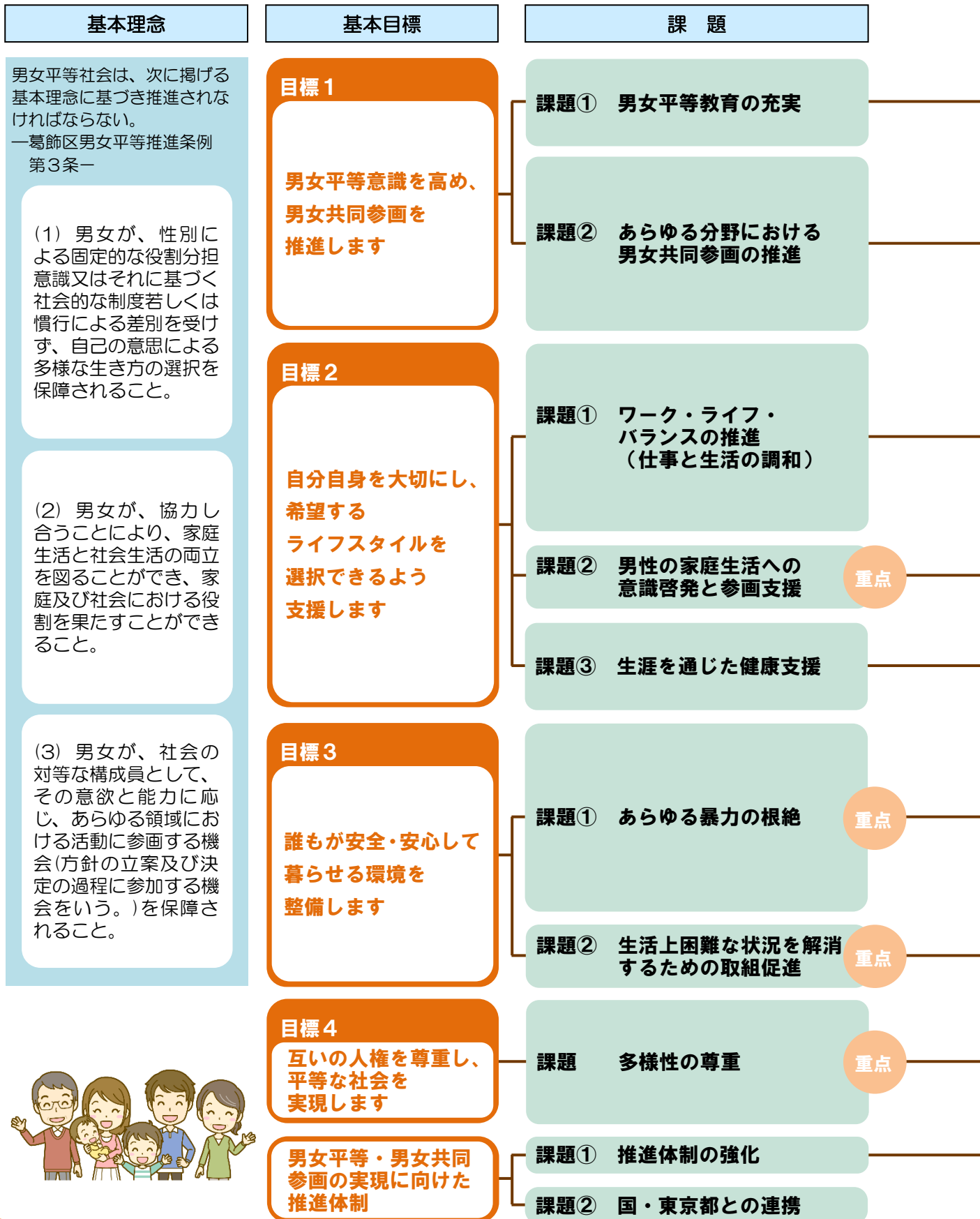
③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すために制定され、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています（平成30年10月15日公布、平成31年4月1日施行）。

④「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています（令和元年12月策定）。

2 計画の内容



重点

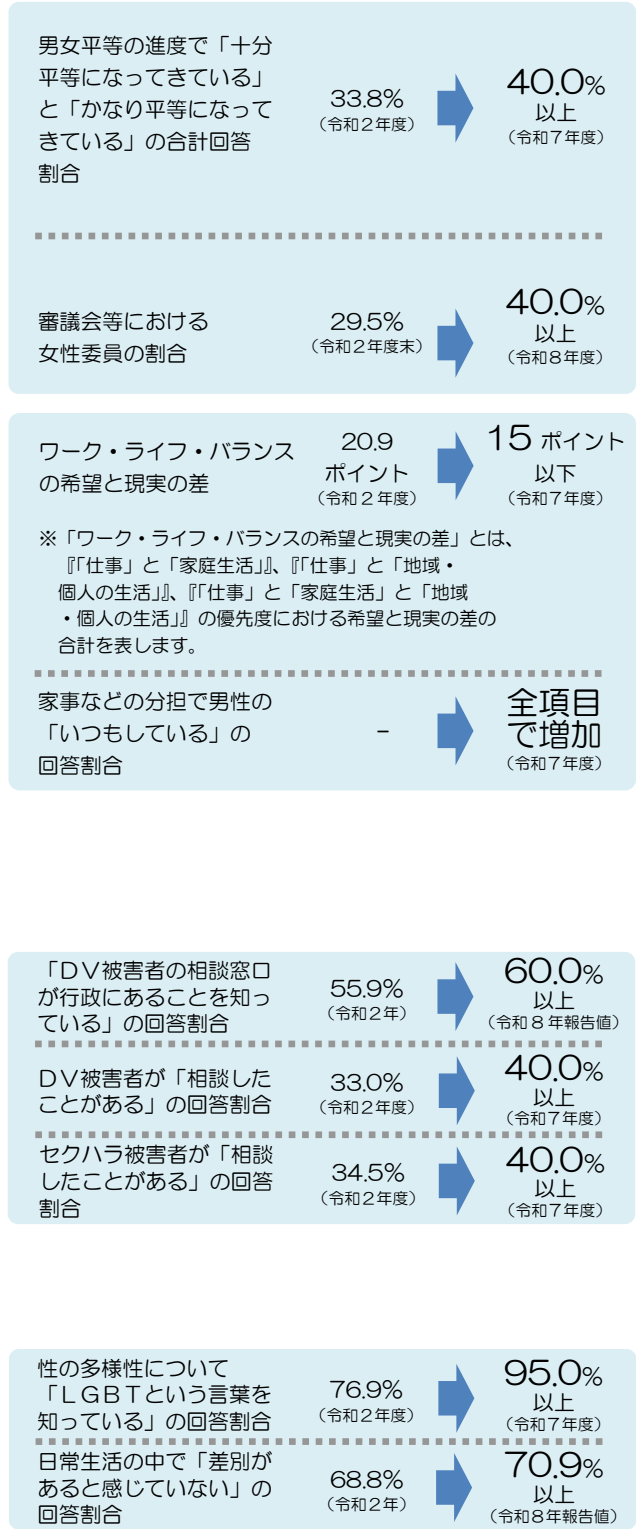
「区民意識調査」の結果や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから第6次計画で重点的に取り組むべき課題に表記をしています。

施策の方向

- (1) 学校等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上
- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進
- (3) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 仕事と子育て・介護等との両立支援
- (3) 企業の労働環境改善に向けた支援
- (4) 女性の職業生活継続のための支援
- 男性の家事や子育てへの参加促進
- (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
- (2) 性と生殖に関する啓発・支援
- (1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援
- (4) 性暴力・ハラスメントの防止
- 自立と安定した暮らしに向けた環境整備
- (1) 性の多様性への理解促進・支援
- (2) 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり
- (1) 男女平等推進センター機能の充実
- (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

成果指標



葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

目標 1

男女平等意識を高め、 男女共同参画を推進します

男女平等の意識を高め、性別にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題① 男女平等教育の充実

施策の方向 1

■学校等における男女平等教育の推進

次世代を担う子どもたちが、性別に捉われることなく、個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択できるよう、教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います。

《計画事業》 学校における男女平等にかかわる適正な指導、男女平等教育を進めるための教員研修 など

施策の方向 2

■家庭や地域における男女平等意識の向上

啓発物による情報発信や男女平等に関する様々な講座・講演会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域での男女平等意識の向上を図ります。

《計画事業》 男女平等に関する講座・講演会、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成 など

課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向 1

■地域活動における男女共同参画の推進

男女平等推進センターでのイベント開催のほか、男女共同参画に関する活動に取り組む地域団体との協働や子どもの育成に関する学習活動支援等を通じて、地域活動における男女平等意識を高めます。

《計画事業》 地域団体向け講座開催支援、家庭教育応援制度 など

施策の方向 2

■女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性視点の防災対策を推進します。

《計画事業》 防災に関わる講座、女性のための防災対策等検討委員会

施策の方向 3

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■政策・方針決定過程への女性参画の拡大

区の審議会や委員会などで積極的に女性を登用し、政策・方針決定過程への女性参画を図ります。また、区職員の女性活躍を推進するため、女性職員の意欲向上や計画的育成、キャリア形成支援などに取り組みます。

《計画事業》 審議会等への女性の積極的な登用、葛飾区女性職員活躍推進計画第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 など

目標 2

自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

課題① ワーク・ライフ・バランスの推進 （仕事と生活の調和）

施策の方向 1

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、講座・講演会等を実施するほか、情報誌を発行します。また、区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行います。

《計画事業》 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会、ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行、葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進 など

施策の方向 2

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■仕事と子育て・介護等との両立支援

利用しやすい保育環境の整備、小学生を持つ親世代の就労の側面支援としての学童保育クラブの設置、自立生活を維持するための在宅高齢者福祉サービスなど、仕事と子育て・介護等との両立を支援します。

《計画事業》 保育園等の多様な保育サービスの充実、在宅高齢者福祉サービスなど

施策の方向 3

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■企業の労働環境改善に向けた支援

企業のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、アドバイザーを派遣して就業規則を整備するなど労働環境を改善し、働きやすさの向上や優秀な人材の確保につなげるとともに、セミナーを開催します。

《計画事業》 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
企業向けセミナー

施策の方向 4

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■女性の職業生活継続のための支援

女性が自ら希望する働き方を、自らの意思で選択できるよう再就職やキャリアアップ、就業・創業支援等、女性の「働きたい」「働き続けたい」というニーズに対応した事業を実施します。

《計画事業》 女性のための再就職講座、キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業） など

課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援

重点

施策の方向

葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

■男性の家事や子育てへの参加促進

家事などの多くを女性が担っている状況を踏まえ、男性の家事や子育て等への参画に向けた意識啓発や情報提供を行うとともに、ハローベビー教室・パパママ学級などを通して、育児に参画する男性同士のネットワークづくりを支援することで、男性の子育てへの参加を促進します。

《計画事業》 男性向けの家事や子育て等に関する講座
ゆりかご面接（ゆりかご葛飾） など

課題③ 生涯を通じた健康支援

施策の方向 1

■ライフステージに応じた健康づくりの推進

健康診査・がん検診などを通して、ライフステージに応じた病気の予防や早期発見に努めます。また、出産後の女性が抱える悩みや不安などの相談に応じ、こころの健康維持を図ります。

《計画事業》 健康づくり健康診査、妊婦健康診査、産後ケア（ゆりかご葛飾） など

施策の方向 2

■性と生殖に関する啓発・支援

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産に関して女性が自らの意思で選択することなどについて、講座による啓発や相談・支援を実施します。

《計画事業》 「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座、妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ など

目標 3

誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現を目指します。

課題① あらゆる暴力の根絶

重点

施策の方向 1

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

■配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

配偶者や交際相手などからの暴力防止に関する講座等の開催や相談窓口の周知カード発行、冊子の配布などを通して、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

《計画事業》 女性に対する暴力をなくす運動の推進、若年層に向けた啓発、子どもとその家庭に関するさまざまな相談 など

施策の方向 2

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

■相談体制の充実

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

《計画事業》 配偶者暴力相談支援センター事業の取組、配偶者等からの暴力相談（DV相談）、窓口職員等研修 など

施策の方向 3

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

■被害者の安全確保と自立に向けた支援

被害者本人とその家族の安全確保と安心して暮らせるよう自立に向けた支援を行います。

《計画事業》 DV防止関係機関連絡会の運営、女性相談、ひとり親家庭相談 など

施策の方向 4

■性暴力・ハラスメントの防止

講座などを通して、性暴力やハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発等を行います。

《計画事業》 暴力防止に向けた普及・啓発、人権啓発紙による啓発（企業向け）など

課題②

生活上困難な状況を解消するための取組促進

重点

施策の方向

■自立と安定した暮らしに向けた環境整備

ひとり親家庭や高齢者、障害のある方など、日常生活において直面する困難な状況を解消するために、様々な支援を行うことで、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

《計画事業》 生活困窮者自立支援事業、養育費の受け取り支援事業、若者支援体制の整備、障害者就労支援事業 など

目標 4

互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等で共に支え合いながら暮らしていける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

重点

施策の方向 1

■性の多様性への理解促進・支援

啓発物の発行や講座の開催等を通して、性の多様性への理解を深めるとともに、当事者などからの相談・支援に取り組みます。

《計画事業》 性の多様性に関する講座・職員研修、性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談） など

施策の方向 2

■互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり

人権啓発紙の発行等を通して、互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくりに努めます。

《計画事業》 多様性に関する講座・講演会、人権啓発紙による啓発（区民向け）学校での人権教育の推進 など

推進 体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けた 推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題① 推進体制の強化

施策の方向 1

■男女平等推進センター機能の充実

多くの区民に活用され、男女平等・男女共同参画に関する様々な事業に関心を持っていただけるよう、男女平等推進センター機能の充実を図ります。

《計画事業》 男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信、男女平等に関する書籍等の収集・提供 など

施策の方向 2

■区・区民・民間団体間の連携と協働

区・区民・民間団体との連携・協働により、男女平等事業を推進します。

《計画事業》 男女平等推進審議会、パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）など

課題② 国・東京都との連携

男女平等・男女共同参画の実現にあたっては、区だけでは解決できない課題も多く存在しています。法や制度の整備、規制等については、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。情報交換を行うなど、積極的に連携を図りながら課題の解決に向けて取り組みます。

3 計画事業一覧

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課	事業番号	事業名	所管課
1	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	10	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	指導室	11	家庭教育応援制度	地域教育課
3	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	12	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
4	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課	13	女性のための防災対策等検討委員会【新規】	危機管理課
5	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課	14	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課
6	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課
7	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課	16	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課
8	かつしか区民大学	生涯学習課	17	葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	人事課
9	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課			

目標2 自分自身を大切に、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

事業番号	事業名	所管課	事業番号	事業名	所管課
18	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	人事課
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課	32	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行【新規】	人権推進課	33	企業向けセミナー	人権推進課
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	34	女性のための再就職講座	人権推進課
22	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	人材育成課	35	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課 子育て支援課 保育課	36	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
24	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	育成課 放課後支援課	37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課
25	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
26	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	39	ゆりかご面接（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸・金町保健センター 育成課
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	40	ハローベビー教室・パパママ学級	子ども家庭支援課
28	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課	41	育児学級（2か月児・5か月児）	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課
29	しあわせサービス事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	42	健康づくり健康診査	健康づくり課
30	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	43	特定健康診査	国保年金課
			44	基本健康診査	健康づくり課

事業番号	事業名	所管課
45	成人歯科健康診査【新規】	健康づくり課
46	長寿医療健康診査【新規】	国保年金課
47	長寿歯科健康診査【新規】	健康づくり課
48	妊婦健康診査	子ども家庭支援課
49	妊婦歯科健康診査	健康づくり課
50	産後ケア（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課
51	親と子のこころの相談室	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課

事業番号	事業名	所管課
52	乳がん検診	健康づくり課
53	子宮頸がん検診	健康づくり課
54	通所型住民主体サービス運営支援（介護予防事業）	地域包括ケア担当課
55	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課
56	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課
57	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～	子ども家庭支援課
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

事業番号	事業名	所管課
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
60	若年層に向けた啓発	人権推進課
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課
62	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	子ども家庭支援課
63	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課
64	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
65	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66	配偶者等からの暴力相談（DV相談）	人権推進課
67	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
68	窓口職員等研修	人権推進課
69	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課
70	女性相談	東西生活課
71	ひとり親家庭相談	子育て支援課
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課

事業番号	事業名	所管課
73	都営住宅優先抽選の情報提供	住環境整備課
74	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課
75	人権啓発紙による啓発（企業向け）【新規】	人権推進課
76	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課
77	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課
78	包括的な支援体制の整備【新規】	福祉管理課
79	生活困窮者自立支援事業【新規】	福祉管理課
80	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課
81	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課
82	養育費の受け取り支援事業【新規】	子ども応援課
83	若者支援体制の整備【新規】	子ども応援課
84	障害者就労支援事業	障害福祉課
85	障害者の日中活動の支援	障害福祉課
86	外国人生活相談	文化国際課

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

事業番号	事業名	所管課
87	啓発物の発行	人権推進課
88	性の多様性に関する講座・職員研修【新規】	人権推進課
89	性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談）【新規】	人権推進課
90	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課
91	多様性に関する講座・講演会	人権推進課

事業番号	事業名	所管課
92	人権啓発紙による啓発（区民向け）	人権推進課
93	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	人材育成課
94	学校での人権教育の推進	指導室
95	人権教育に関する研修	指導室
96	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課
97	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課
98	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課
99	各種相談事業	人権推進課
100	相談事業における一時保育	人権推進課
101	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課

事業番号	事業名	所管課
102	男女平等推進本部	人権推進課
103	男女平等推進審議会	人権推進課
104	男女平等苦情調整委員会	人権推進課
105	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

葛飾区男女平等推進計画（第6次）
概要版

令和4年3月

発行 葛飾区 総務部 人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目 27 番1号ウィメンズパル内
TEL 03(5698)2211（直通） FAX 03(5698)2315